五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西之入川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県長野市篠ノ井石川
字大田和　二二四〇番一　一号
二二三八番　二号及び三号
二二二七番二　四号
二二二八番　五号
字西ノ入　三一五二番　六号及び七号
字湯ノ入　三二八六番一　八号
字宮下　二二七八番　九号
二二一八番　十号
二二一七番　十一号及び十二号
字上組　一二三〇番　十三号から十六号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川鳥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県塩尻市大字北小野
字三郎洞　三一三五番イ　一号
三九九二番二　二号
字川鳥　三九九〇番レ　三号
三九九〇番イ　四号
三九八五番一　五号
三九八三番二　六号

○国土交通省告示第千百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十月三十日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市神子川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡小豆島町蒲野字市神子
二八五五番一地先道路敷　一号
二八五五番一　二号
二八六一番一　三号及び四号
二八六二番一　五号
二八六三番一地先道路敷　六号
二八七六番一　七号
二八七三番地先道路敷　八号
二八七二番　九号及び十号
二九二〇番　十一号
二八八八番　十二号及び十三号
二八二八番一地先道路敷　十四号
二八八〇番二　十五号
二八六〇番一　十六号及び十七号
二八五八番一　十八号
二八五八番一地先道路敷　十九号
二八五九番一地先道路敷　二十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
樫林川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県仲多度郡まんのう町長尾
字天神　二五三八番三　一号
二四四三番四〇　二号
字新古　二七三一番二八一地先水路敷　三号
二七三一番二九〇　八号
新古国有林五二林班
ほ小班　四号から七号
樫林　二五六二番地先水路敷　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三島川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県仲多度郡まんのう町炭所西
字間藤　二二二五番　一号
二二二四番　二号
二二二三番　三号
二二二〇番　四号
二二一一番七　五号
二二一一番二三　六号
二二一一番二二　七号
二二一一番一九　八号
二二一一九番　十二号及び十三号
二二一八五番三　九号及び十号
二二一八五番六　十一号及び十四号
二二六七番　十五号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三島川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（本号三で指定した三島川一に掲げる土地の区域を除く。）
香川県仲多度郡まんのう町炭所西
字奥間藤　二二二六〇番地先道路敷　一号
二二二五六番一　三号から六号まで
二二二五六番二　七号及び八号
二二二五六番一八　九号
二二一七四番　十号
二二一六二番　十一号及び十二号
字間藤　二二三二四番地先道路敷　二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
猫谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市綾歌町栗熊西
字畦田　六四番一　一号から三号
六四番二　四号
六四番四　五号から八号
五六番　九号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と九号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の猫谷川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千九十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第千二百七十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
香川県丸亀市綾歌町栗熊西
字畦田　六四番一　一号
五六番　九号
四六番五　十一号
字椿谷　六八番一　十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥坂上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県善通寺市碑殿町字柳谷
一二六八番一　一号から三号
一二六八番一地先水路敷　四号
一二八五番二　五号
一二八五番一　六号及び七号
一二八六番　八号
一二九五番二　九号
一二九五番一地先道路敷　十号
一二九五番一　十一号
一二九五番四　十二号
一二九四番一　十三号
一三四六番三　十四号
一三三九番一地先道路敷　十五号
一三三八番地先水路敷　十六号
一三三二番　十七号及び十八号
一二九七番一　十九号から二十一号
一二八四番四　二十二号及び二十三号
一二八四番五　二十四号及び二十五号
一二八四番一　二十六号から二十八号
二十九号

○国土交通省告示第千百九十号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
平成二十四年十月三十日
国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
7JLW	141670	フェリー波之上	24. 9. 7
7JMA	141681	ROKKOSAN	24. 9.12
7JME	141694	新須磨	24. 9. 5
7JMJ	141714	第五八幡丸	24. 9.18
7JMO	141726	FRONTIER WAVE	24. 9.24
7JMZ	141756	CORONA_FRONTIER	24. 9. 6
JD3389	141721	第二和光丸	24. 9.26
JD3396	141735	大興丸	24. 9.13
JD3400	141747	第一玉力丸	24. 9.10
JD3401	141748	第八十五海幸丸	24. 9.14
JD3402	141749	光絢丸	24. 9.13
JD3405	141752	第五東亜丸	24. 9.26
JD3406	141755	あさかわ丸	24. 9. 7
JD3415	141767	興龍丸	24. 9.25
JD3428	141787	佳蓮	24. 9.21